

粉じんが排出されず、かつ飛散しない場合には、当該作業は特定粉じん排出等作業に該当しない。ただし、保温材の劣化等により当該作業に伴い石綿が飛散するおそれがある場合や、当該作業時の振動等により近傍の特定建築材料から石綿が飛散するおそれがある場合には、当該作業が特定粉じん排出等作業になり得るものである。

2.2.4 作業基準

大気汚染防止法

(特定粉じん排出等作業の作業基準)

第18条の14 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

大気汚染防止法施行規則

(作業基準)

第16条の4 石綿に係る法第18条の14の作業基準は、次のとおりとする。

- 一 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
 - イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 特定工事の場所
 - ハ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ト 第10条の4第2項各号に掲げる事項
- 二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。
 - イ 長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上であること。
 - ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。
 - (1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先
 - (3) 第10条の4第2項第三号並びに前号二及びへに掲げる事項
- 三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第7の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄ハ、二、へ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。
- 四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。
- 五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離し

たときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

六 前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第七（第16条の4関係）

一 令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行つた上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
二 令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

三	令第3条の4第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第3条の4第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	令第3条の4第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	令第3条の4第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。

	□ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込みを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。
--	---

【解説】

（１）作業計画の作成

特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づき特定粉じん排出等作業を行うこととされている。また、届出対象特定工事の作業計画に記載する事項は、作業実施の届出事項と同一である。

なお、作業計画は、特定工事を行う場合に作成する必要があるため、石綿含有成形板等や石綿を含有する仕上塗材が使われている建築物の解体等を行う場合にも作成する必要がある。

（２）掲示

特定粉じん排出等作業の実施の期間や作業の方法等の事項を表示した掲示板を設けることが作業基準に規定（施行規則第16条の4第二号）されていることから、当該掲示板が設けられていない場合は、法第18条の21に規定される作業基準適合命令等の対象になり得るものとなる。当該掲示板は、周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい。

なお、掲示については、見やすい箇所に、JIS A列3番の用紙に相当する、長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上の掲示板を設けることとされている。ただし、具体的な様式は定められておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えないものとされており、また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を表示する必要もないとされている。掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があり、インターネットによる掲示の内容の公開も推奨される。

（３）作業の記録

特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまでの間保存することとされている。なお、当該記録は電磁的記録を使用して保存することも可能である。

当該記録は、作業基準に定める、集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況、除去又は囲い込み、封じ込み（以下囲い込み及び封じ込みを「囲い込み等」という。）の完了及び隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認の結果等も含まれる。また、大防法第18条の23第1項又は第2項に規定する記録を作成する際に活用するものであるため、作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して作成する。また、作業の途中で作業の計画に変更が生じた場合は、当該変更の内容を記録する。

（４）作業が適切に行われていることの確認

当該確認は、除去又は囲い込み等の実施中に適宜行うとともに、除去又は囲い込み等が終了したときに行うものである。特定工事の元請業者は、各下請負人が作成した特定粉じん排出等作業の記録をとりまとめて大防法第18条の23第1項に規定する記録を作成する。

なお、下請負人に特定工事を請け負わせていない場合の特定工事の元請業者又は特定工事の自主施工者は、自ら特定粉じん排出等作業の実施状況に関する記録を作成することを通じて、作業が適切に行われて

いることを確認する。

(5) 除去又は囲い込み等の完了の確認

「作業が完了したことの確認」とは、除去にあつては、特定建築材料の取り残しがないこと、囲い込み等にあつては、囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがないことを確認することをいう。「確認を適切に行うために必要な知識を有する者」とは、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号、令和 5 年 3 月 27 日一部改正。以下「登録規程」という。）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者（以下「一般調査者」という。）、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者（以下「特定調査者」という。）、同条第 4 項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（以下「一戸建て等調査者」という。）、同条第 5 項に規定する工作物石綿事前調査者（以下「工作物調査者」という。）、これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者（以下「調査者等」という。）及び当該特定工事に係る石綿作業主任者（石綿則第 19 条に規定する者をいう。以下同じ。）をいう。

ただし、工作物調査者の規定は令和 8 年 1 月 1 日から適用されるが、それ以前でも特定建築材料が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物（以下「特定工作物」という。）における作業が完了したことの確認は、調査者等や石綿作業主任者に行わせることが望ましい。また、一戸建て等調査者に確認を行わせることができるのは、一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。

なお、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等の改造又は補修の作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。「排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事」とは、床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料の一部を加工する作業のみを伴うような建設工事をいい、個人が事前調査を行う場合の負担や石綿飛散の蓋然性を踏まえ、このような作業については必ずしも調査者等又は当該工事に係る石綿作業主任者に確認を行わせることを要しないこととされた。ただし、個人であっても、調査者等又は石綿作業主任者に確認を行わせることが望ましい。

(6) 作業の方法

特定粉じん排出等作業は次の 6 種類に場合分けされており、それぞれの場合に対して適用される基準が定められている（施行規則第 16 条の 4 及び別表第 7）。

また、これらの方法に代えて、同等以上の効果を有する別の措置を講じてもよいこととされている。すなわち、特定建築材料の種類や状態、作業箇所の状況によっては、作業場全体を隔離し負圧に保つ等の通常の作業方法によらず、これと同等以上の効果を有する措置（例えば、配管の一部に使用された保温材を除去する際に、当該作業箇所を局所的に隔離するための袋状の用具（いわゆるグローブバッグ）を使用して密封状態を保ったまま保温材を除去する等）を講ずることを許容するものである。これは、解体等の対象となる工作物の特性や建築物等の状態の違い、今後の飛散防止技術の進展等に対応できるよう作業基準に柔軟性を持たせる趣旨で規定されているものである。

1) 建築物等を解体する作業のうち吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（二の項又は五の項を除く。）：施行規則別表第 7（一の項）

吹付け石綿等の特定建築材料を除去しないまま建築物等の解体を行った場合には、周辺環境へ石綿が飛散することとなるため、建築物等を解体する前に、隔離、前室の設置、集じん・排気装置の使用、負圧化、湿潤化等の適切な飛散防止対策を講じつつ除去することにより、解体工事に伴う石綿の飛散防止を図ることとされている。

また、集じん・排気装置の不具合等を原因とする石綿の飛散事例が散見されたことから、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認について、隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前後に加え、特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより行うこととされた。「集じん・排気装置に付けたフィルタ」とは、HEPA フィルタ、1 次フィルタ及び 2 次フィルタをいう。「その他必要がある場合」とは、作

業中に集じん・排気装置にぶつかるなど集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等をいう。「集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認」とは、排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと、又は特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、当該除去の開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が当該除去の開始前と比較して上昇していないことを確認することをいい、当該除去中に定期的に確認することが望ましい。この場合において、「粉じんを迅速に測定できる機器」には、粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）が含まれる。

作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認について、特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に加え、除去の中断時に行うこととされた。「中断時」とは、休憩や作業の中断により作業場から作業員が退室した時、当該除去を行う日における除去の終了時等をいう。なお、「作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認」には、集じん・排気装置を稼働させた状態で、微差圧計による測定、目視により空気の流れを確認すること等の方法が含まれる。

特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認することとされた。「大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認」とは、清掃、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん等を行った上で、位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の測定による確認等をいう。

2) 建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（五の項を除く。）：施行規則別表第7（二の項）

石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業において、当該特定建築材料を原形のまま取り外す等、掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する場合（五の項を除く。）にあつては、作業場の隔離や作業場の出入口への前室の設置等までは義務付けられておらず、特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生することや除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること等が義務付けられている。

3) 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項を除く。）：施行規則別表第7（三の項）

除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化した上で、当該特定建築材料を除去することとされている。ただし、電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化に加え、特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。

「薬液等により湿潤化」には、特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化も含む。「養生」とは、屋内の作業において作業場の壁面や床等をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うことをいい、作業場の負圧管理は要しない。「電気グラインダーその他の電動工具」とは、ディスクグラインダー又はディスクサンダーをいうが、高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いる場合についても各作業現場の状況に応じて湿潤化に加えて養生を行うことが望ましい。

また、当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う（養生を行ったときは、養生を解くに当たって行う）。

なお、これらの方法に代えて、同等以上の効果を有する別の措置を講じてよいこととされており、作業場を隔離し、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する場合の作業方法（施行規則別表第7の一の項下欄）を採用することも可能であり、また、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を「除去する建材を薬液等により湿潤化すること」と同等以上の効果を有する措置として取り扱って差し支えない。

4) 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（一

～三及び五の項を除く：施行規則別表第七（四の項）

切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すことで当該建築材料を除去することとされている。ただし、そのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。この場合において、除去する特定建築材料が石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種であるときは、当該特定建築材料の薬液等による湿潤化に加え、当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生する。また、当該特定建築材料の除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う（養生を行ったときは、養生を解くに当たって行う）。

「切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す」とは、固定具等を取り外すこと、母材等と一体として取り外すこと等により、特定建築材料を切断、破砕等せずに建築物等から除去することをいう。そのまま建築物等から取り外すことが「技術上著しく困難なとき」とは、特定建築材料や固定具が劣化している場合、特定建築材料の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合など、除去する特定建築材料や作業場の状況等によって切断、破砕等せざるを得ない場合をいう。「建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないとき」については、床や壁として使用されている特定建築材料の一部を除去する場合も「除去」に含まれることから、このように特定建築材料の一部を加工する建築物等の改造又は補修の作業を行う場合等をいう。

なお、これらの方法に代えて、同等以上の効果を有する別の措置を講じてよいこととされており、作業場を隔離し、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する場合の作業方法（新規規則別表第 7 の一の項下欄）を採用することも可能であり、また、「除じん性能を有する電動工具を使用すること」を「除去する建材を薬液等により湿潤化すること」と同等以上の効果を有する措置として取り扱って差し支えない。

5) 建築物等を解体する作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業：施行規則別表第 7（五の項）

当該建築物等が、一部崩壊していたり、傾いている等の状態にあり、除去すべき特定建築材料に作業者が近づけない等、一の項や二の項による基準に従った特定建築材料の除去ができない場合に散水等の可能な対応を図ることを求めるものとされている。この作業に該当するか否かについては、個別事例に応じ、新規規則別表第 7 の一の項の下欄に掲げる作業基準を遵守することが可能な状態の建築物かどうかを踏まえ都道府県等が判断する。

6) 建築物等を改造し、又は補修する作業のうち吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業：施行規則別表第 7（六の項）

改造し、又は補修する場合には、解体する場合と異なり、改造又は補修箇所の状況等に応じてさまざまな工法を選択することができる。特定建築材料を除去する場合は、一の項又は二の項による基準を遵守することとされている。掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で吹付け石綿を除去する場合、建築物等の改造又は補修の際に限り、施行規則別表第 7 の二の項下欄に掲げる事項で足りることとされた。しかし、機械等を使用する可能性のある建築物等の解体においては、吹付け石綿が使用されている建築物等からの当該特定建築材料の除去において、施行規則別表第 7 の二の項下欄に掲げる方法では、従来どおり不十分とされている。

実際に行われている方法は、除去のほか、特定建築材料を板等で完全に覆う囲い込み工法及び特定建築材料に薬剤を吹き付け、固化する封じ込め工法がある。一般に、囲い込み又は封じ込める場合は、除去する場合と比べ石綿の飛散の程度は大きくないと考えられるが、アンカーボルトを打ち込む場合や特定建築材料の劣化・損傷の状態によっては、除去と同程度に特定粉じんの飛散するおそれがある。

「囲い込み」、「封じ込め」とは、次の作業をいう。なお、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業時に石綿が飛散するおそれが大きいため、施行規則別表第 7 の一の項下欄の方法で行うこととされている。「切断、破砕等」には、切断又は破砕のほか、作業時の振動によって石綿の飛散のおそれがある場合の振動も含まれる。

【囲い込み】

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しないよう板状の材料で

完全に覆う等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

【封じ込め】

大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させる等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること。

特定建築材料の囲い込み又は封じ込めを行うに当たり、囲い込み板の取り付け、薬剤の吹き付け等の作業に伴い特定粉じんが飛散するおそれがある場合には、吹付け石綿については施行規則別表第 7 の一の項下欄、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材については施行規則別表第 7 の二の項下欄に各々掲げられた作業基準に準じた措置を講ずる必要がある。

なお、囲い込み又は封じ込めを行うにあたっては、当該部分の特定建築材料の状態（劣化状態、下地との接着状態）を確認し、状態不良と認められる場合には、除去を行う必要があり、この場合、除去を行うにあたっては、除去作業に係る一の項又は二の項の基準を遵守しなければならない。

2.2.5 解体等工事に係る調査

大気汚染防止法

（解体等工事に係る調査及び説明等）

第18条の15 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）

の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 当該調査の結果

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第 18 条の 17 第 1 項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2～6（略）

大気汚染防止法施行規則

（解体等工事に係る調査の方法）

第16条の5 法第18条の15第1項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等